



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 浪速国道事務所	配布日時	平成28年7月27日 14時00分
資料配布		

件名	<p>よどがわさがんせんえんしんぶ (仮称) 淀川左岸線延伸部</p> <p>大深度地下の使用に関する事業間調整を開始</p>
----	---

概要	<p>このたび、国土交通省近畿地方整備局は、(仮称)淀川左岸線延伸部の大深度部分について、事業者(鉄道、電気、ガス、通信など公共の利益となる事業)を対象に事業の共同化や事業区域の調整など事業間調整を行うため、事業概要書を縦覧いたします。</p> <p>事業概要書は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく「事前の事業間調整」を行うため、事業計画の概要や、概ねの事業区域(使用権を設定する区域)を示したものです。事業区域又はこれに近接する地下において、事業間調整が必要な事業者は、事業概要書の縦覧期間満了の日までに申し出ることができます。</p> <p>なお、今回の事業概要書の縦覧は、事業間の調整を行うものであり、使用認可の申請の実施については、今後、事業の施行が確定した場合に検討することとなります。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ
------	--

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課 課長 古賀 聡明 TEL 06-6942-1141 (内線 4311) 国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 副所長 副所長 中川 圭正 TEL 072-833-0261 (内線 205)
------	--

大深度地下使用の事業間調整に係る 事業概要書の縦覧、調整の申し出について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条には、事業概要書の作成及び縦覧を行い、鉄道、電気、ガス、通信など公共の利益となる事業を施行できる事業者を対象に、事業の共同化や事業区域の調整など事業間の調整を行うことが定められています。

これに基づき、今般、（仮称）淀川左岸線延伸部の事業概要書を縦覧いたします。この事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、事業間調整が必要な事業者は、事業概要書の縦覧期間満了の日までに申し出ることができます。

1. 事業概要書の縦覧について

【縦覧場所】

- ・ 近畿地方整備局 浪速国道事務所 調査課（大阪府枚方市南中振 3-2-3）
- ・ 大阪市 都市計画局 計画部 都市計画課（大阪市北区中之島 1-3-20）

【縦覧時間】

- ・ 浪速国道事務所：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 大阪市：午前9時から午後5時30分まで

【縦覧期間】

- ・ 平成28年7月28日（木）から平成28年8月26日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※なお、事業概要書は浪速国道事務所のHPにも掲載します。

2. 事業間調整の申し出について

【対象事業】

- ・ 法第4条に掲げる「公共の利益となる事業」

【申出方法】

- ・ 申出書（様式問わず）及び事業概要書に準じた資料（事業間調整の実施が可能となる資料）を郵送にて提出（縦覧期間満了日必着、持込可）

【申出先】

- ・ 近畿地方整備局 浪速国道事務所 調査課
〒573-0094 大阪府枚方市南中振 3-2-3
TEL 072-833-0261（代表）

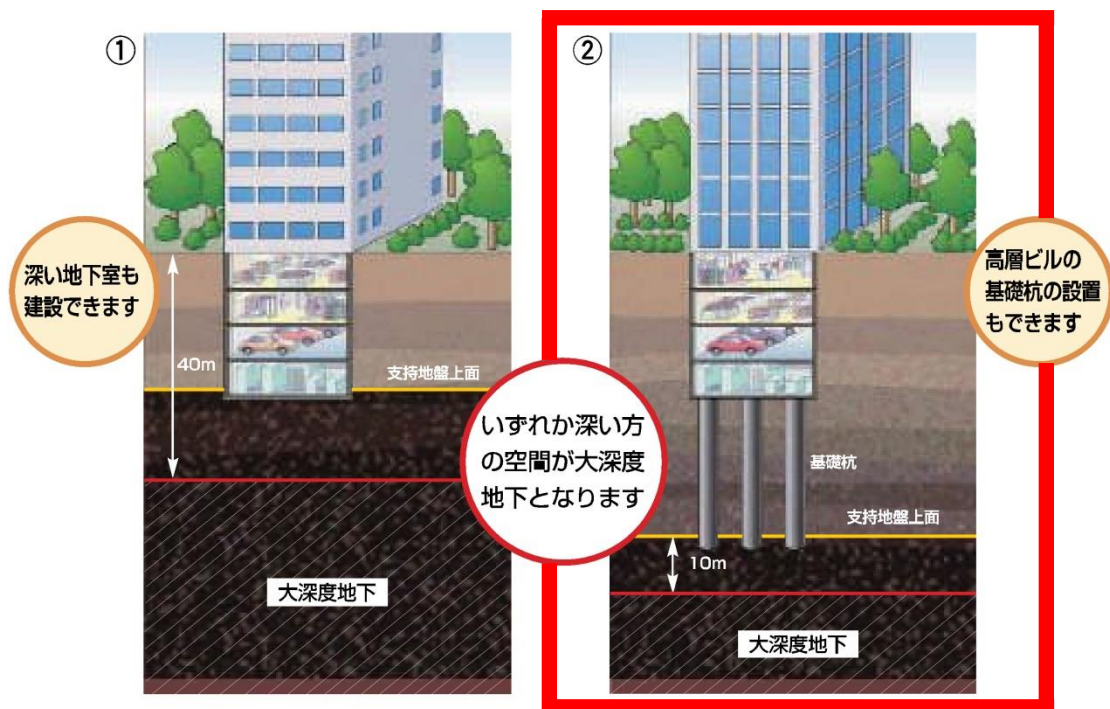
(仮称) 淀川左岸線延伸部における大深度地下利用について

(1) 大深度地下の考え方・・・通常利用されない空間が大深度地下です。

「大深度地下の公的使用に関する特別措置法」における大深度地下とは、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下です。

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）

既存文献等を調査した結果、(仮称) 淀川左岸線延伸部が計画されている区間の支持地盤上面は、地下約60mの位置となることが考えられることから、「支持地盤上面から10m以深」とは地下約70mとなり、大深度地下の深さは、現段階では②の支持地盤上面から10m以深と考えられます。



(2) 大深度地下を利用した場合のメリット

大深度地下を利用した場合、以下のようなメリットがあります。

- 大深度地下は事前に補償を行うことなく使用权の設定が可能であるため、事業期間の短縮や、計画的な事業の実施が可能となります。
- 地表や浅い地下に比べ地震の影響を受けにくいいため、安全性の向上に寄与します。
- 地上で事業を実施する場合と比較して、騒音の減少、景観の保護等地上の都市環境の保全に寄与します。

(3) 大深度法手続きの流れ・・・現在は事業間における調整の段階です。

(仮称) 淀川左岸線延伸部における大深度法の手続きの流れは以下に示すとおりです。

(仮称) 淀川左岸線延伸部は現在、事業間（公共の利益となる事業）における計画調整の段階であり、使用の認可の申請については、今後、事業の施行が確定した場合に検討することとなります。

<調整段階>

事前の事業間調整

※都市計画手続きと時期を合わせて実施

事業者（公共の利益となる事業）を対象とした事業概要書の公告・縦覧、他事業からの事業の共同化や事業区域の調整等の申出

<使用認可申請段階>

現地調査

使用認可の申請

申請書の公告・縦覧、利害関係人の意見書提出、説明会の実施、関係行政機関の意見の聴取等

審査

使用の認可
使用権の設定

(4) 大深度地下に使用権が設定された場合の補償の考え方

大深度地下については、通常は補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前に補償することなく使用権を設定することが可能となります。ただし

- ・ 井戸等の物件が既に設置されている場合は、事前に補償が必要となります。
- ・ 例外的に、既存物件の補償以外に補償すべき具体的な損失がある場合には、損失を受けた者が1年以内に事業者に対して請求できます。